

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市下京区西七条東石ヶ坪町地内				
路線名又は河川名等					
工事名	公園遊具更新工事（南部土木みどり事務所管内）（その1）				
工 期	契約日の翌日から令和 8年12月15日まで				
事業課（所）名	南部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和	年	月
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和	年	月
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和	年	月
主 工 種		単 価 地 区			
前 払 金 支 出		調 整 区 分			

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事箇所				公園	1
遊具設置	基	4	遊具撤去	基	5

施 工 理 由

本件は、石ヶ坪公園において、遊具施設を更新することにより、施設の長寿命化及び公園の安全性向上を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費 込） 等の区分	備考
遊戯施設整備工	作業土工	残土等処分	土質：土砂		m3	2, 550	処分費	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	ジャングルジム設置			基	800, 400	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	幼児用滑り台設置			基	760, 200	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	3連低鉄棒設置			基	159, 700	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	雲梯設置			基	484, 500	材工共	
公園施設等撤去・移設工	公園施設撤去工	シーソー撤去	単式		基	12, 200	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	2連低鉄棒撤去			基	12, 200	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	雲梯撤去	半円(太鼓はしご)		基	8, 540	施工費	

設計内訳書（本01）

工事名	公園遊具更新工事（南部土木みどり事務所管内）（その1）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
遊戯施設整備工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質：土砂	m3	12				単 1号
埋戻し （参考数量）	土質区分：土砂, 土質：土砂	m3	7				単 2号
埋戻し（購入土） （参考数量）	土質区分：土砂, 土質：土砂	m3	3				単 3号
土砂等運搬	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	5				単 4号
残土等処分	土質：土砂	m3	5				単 5号
遊具組立設置工		式	1				
ジャンゲルジム設置		基	1				単 6号
幼児用滑り台設置		基	1				単 7号
3連低鉄棒設置		基	1				単 8号
雲梯設置		基	1				単 9号

設計内訳書（本01）

工事名	公園遊具更新工事（南部土木みどり事務所管内）（その1）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基礎砕石 （遊具設置）	砕石の厚さ：t=100, 砕石の種類：RC-40	m2	12				単 10号
型枠 （遊具設置）	型枠の種類：一般型枠，構造物の種類：小型構造物	m2	8				単 11号
コンクリート （遊具設置）	構造物種別：小型構造物，打設方法：人力打設，コンクリート規格：18-8-40(高炉)	m3	2				単 12号
均しコンクリート （遊具設置）	構造物種別：小型構造物，打設方法：人力打設，コンクリート規格：18-8-25(高炉)	m3	0.1				単 13号
公園施設等撤去・移設工		式	1				
公園施設撤去工		式	1				
シーソー撤去	単式	基	1				単 14号
2連低鉄棒撤去		基	1				単 15号
雲梯撤去	半円(太鼓はしご)	基	1				単 16号
コンクリート構造物取壊し	構造物区分：鉄筋構造物，工法区分：機械施工	m3	1				単 17号
殻運搬	殻種別：コンクリート殻(鉄筋)	m3	1				単 18号
殻処分	殻種別：コンクリート殻(鉄筋)	m3	1				単 19号
現場発生品運搬	発生材種類：スクラップ，トラック機種：2t級，吊能力：2.9t，積込・荷卸し含む	t	0.1				単 20号

設計内訳書（本01）

工事名	公園遊具更新工事（南部土木みどり事務所管内）（その1）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
スクラップ	ベビーマット	t	-0.1				単 21号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	10				単 22号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	床掘り (参考数量)	土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂, 上記以外(小規模), 全ての費用	m3	1			02-01-03	
CB210030								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用	m3	1			02-01-03	
CB210410								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 06	
						歩掛適用年月	2026. 06	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 3号	埋戻し(購入土) (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用					02-01-03	
CB210410			m3	1				
山砂(クラウト用) 最大粒径5mm以下, シルト分適度								
Z301210026			m3	1. 33				
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 06	
						歩掛適用年月	2026. 06	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 4号	土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模, バックホウ山積0. 28m3(平積0. 2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 有り, 7. 0km以下					02-01-02	
CB210110			m3	1				
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	残土等処分	土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m3	1			02-01-02	
CB210560								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	シヤンク°ルシム設置		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
スクエアシヤンク°ルシム □2500, H=2500, 5段		Z330330053	基	1				
特殊作業員		R0101	人	4				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	幼児用滑り台設置		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費	幼児用滑り台(ちびっ子スライダー)	Y000800012004	基	1				
特殊作業員		R0101	人	3				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	3連低鉄棒設置		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費 3連低鉄棒		Y000800012002	基	1				
特殊作業員		R0101	人	1. 6				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	雲梯設置		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費 雲梯, 片下リL=4m×H=1. 5～1. 85m			基	1				
Y000800012003								
普通作業員			人	1. 8				
R0102								
諸雑費(まるめ)			式	1				
ZS3000004								
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	基礎碎石 (遊具設置)	碎石の厚さ:t=100, 碎石の種類:RC-40	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石 CB221110		7. 5cmを超え12. 5cm以下, 再生クワッシャー 40〜0, 全ての費用	m2	1			02-02-02	
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	型枠 (遊具設置)	型枠の種類:一般型枠, 構造物の種類:小型構造物	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
型枠 CB240210		一般型枠, 小型構造物	m2	1			02-04-02	
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 06	
						歩掛適用年月	2026. 06	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 12号	コンクリート (遊具設置)	構造物種別:小型構造物, 打設方法:人力打設, コン クリート規格:18-8-40(高炉)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート CB240010		小型構造物, 人力打設, 18-8-40(高炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	m3	1			02-04-01	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 06	
						歩掛適用年月	2026. 06	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 13号	均しコンクリート (遊具設置)	構造物種別:小型構造物, 打設方法:人力打設, コン クリート規格:18-8-25(高炉)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート CB240010		小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	m3	1			02-04-01	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	シーソー撤去	単式	単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 5				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号	2連低鉄棒撤去		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 5				
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号	雲梯撤去	半円(太鼓はしご)	単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 35				
R0102								
諸雑費(まるめ)			式	1				
ZS3000004								
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 17号	コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物, 機械施工, 無し, 無し, 必要	m3	1			単 23号 06-01-04	
WB824010								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 18号	殻運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし,機械積込,有り,3 4. 3km以下,全ての費用	m3	1			02-02-25	
CB227010								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 19号	殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(m3)			m3	1			単 24号 01-14-01	
WB020051								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 20号	現場発生品運搬	発生材種類:スクラップ,トラック機種:2t級,吊能力:2.9t,積込・荷卸し含む	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付2t積、吊能力2.9t,有り,5.0km以下	t	1			01-02-03	
現場発生品及び支給品積込・荷卸		クレーン装置付2t積、吊能力2.9t	t	1			01-02-03	
合計								
単価							円/t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 21号	スクラップ	ヘビークレーンH1	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 スクラップ,ヘビークレーンH1			t	1				
合計								
単価							円/t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 22号	交通誘導警備員	B	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B							単 25号 02-05-21	
WB010212			人日	1				
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 23号 WB824010	構造物とりこわし	鉄筋構造物, 機械施工, 無し, 無し, 必要	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物 昼間 機械施工 制約無 単価補正1. 140 (FP3)		Q001611007	m3	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 24号 WB020051	処分費 (m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 Co殻(鉄筋)		Y007600000001	m3	100				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 25号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B		R0804	人	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園遊具更新工事（南部土木みどり事務所管内）（その1）

工事場所 京都市下京区西七条東石ヶ坪町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第6条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 公園利用者の安全を最優先に施工すること。
- 2 各公園での施工前には工事予告看板を掲示すること。
- 3 遊具設置前に、遊具安全域を考慮し、遊具の設置位置、向き及び寸法について、監督職員と協議の上、決定すること。
- 4 遊具設置後埋戻しは流用土を基本とするが、周辺に大きな石やぬかるみが生じる場合は、購入土により埋戻しを行い、その際は設計変更の対象とする。
- 5 更新する遊具の種類及び配置箇所については、現在地元等と調整中であるため、材料の発注や現地での作業は監督職員の指示があるまでは行わないこと。

第7条（施工時間）

施工時間は昼間施工とし、標準的な作業時間帯は、8時30分～17時30分とする。

第8条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	1 名	交通誘導警備員 B 1名	昼 間	無

上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料	
材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
遊具組立設置工		各種遊具

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第11条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
遊具組立設置工		各種遊具の基礎寸法、基礎根入れ
遊具組立設置工		各種遊具設置完了後、一般開放するための状況

4 建設副産物に関する事項

第12条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊(有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷 37 他	設計運搬距離 L = 29.8km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都府京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 6.5km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合

- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 木材について

本工事の施工により発生する木材は、処分量が微量であるため、南部土木みどり事務所へ搬出するものとし、当初設計では処分に掛かる費用は計上していない。ただし、処分量等の変更により適切な処分施設への搬出が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (へビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町 1	設計運搬距離 L = 4.4km

第 13 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 7 年 6 月 1 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施につ

いて適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第14条（工事書類の提出）

- 1 完成検査の受検に向けた出来形図書については、施工完了後、速やかに提出すること。
- 2 工事関係書類の提出に当たっては、「工事関係書類作成マニュアル（案）（令和7年9月版）（※）」に基づき、適切な時期に提出すること。
- 3 施工計画書の作成に当たっては、「施工計画書作成要領（※）」に基づき作成し、契約締結後の30日以内に提出すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

- ・工事関係書類作成マニュアル（案）（令和7年9月版）
- ・施工計画書作成要領

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第15条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第16条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、

受発注者間の協議により決定するものとする。

- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第１７条（その他の特記事項）

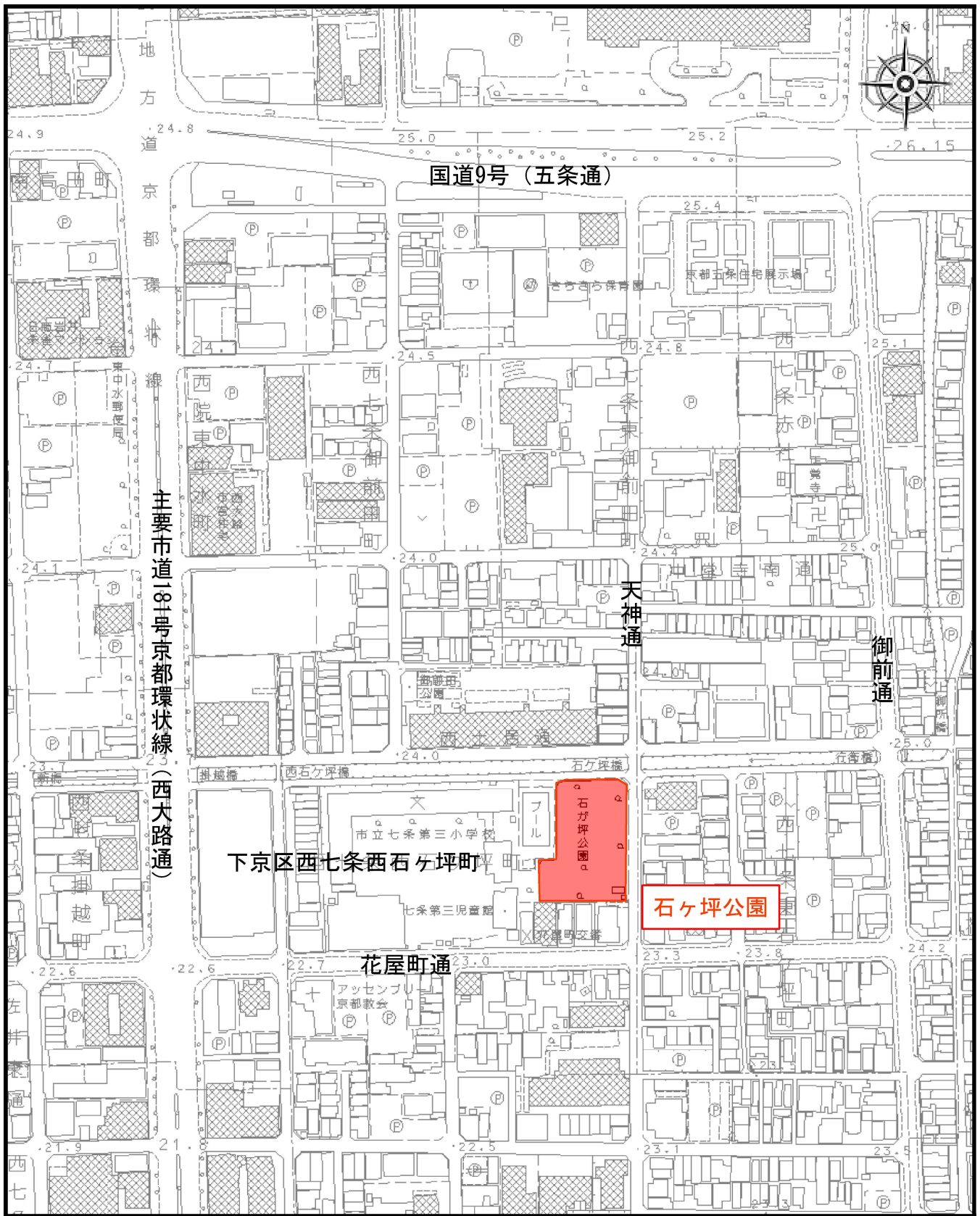
- 1 受注者は、必ず、着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民に配布すること。工事ビラの内容及び配布範囲等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 現道上で工事を行う場合は、工事期間、道路占用形態などについて施工前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出すること。また、監督職員が求めた場合、週間（月間）工程表等の工事の進捗状況等に係る資料を作成し、所管消防署など工事関係機関または監督職員に提出しなければならない。
- 3 週間工程表及び月間工程表については、以下の提出日までに監督職員へ提出することとする。なお工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。

提出書類	提出日
週間工程表	前週 木曜日 17時まで
月間工程表	前月 25日まで

- 4 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- 5 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
- 6 地域住民及び通行車両等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

- 7 ゴミ収集作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけないこと。
- 8 遊具は図面と同等品以上を使用すること。なお、図面と異なるものを使用する際は、監督職員と協議の上、決定すること。

箇所図



■ : 本工事施工箇所